



平成 17 年 5 月 23 日

各 位

上場会社名	株式会社 ケー・エフ・シー
本店所在地	大阪市北区西天満 3 丁目 2 番 17 号
代表取締役社長	吉 田 隆 興
コード番号	3 4 2 0 大証 (市場第 2 部)
問 合 せ 先	責任者役職名 常務取締役管理統括部長 氏 名 山 口 宏 電 話 番 号 06 - 6363 - 4188

ストックオプション (新株予約権) に関するお知らせ

当社は平成 17 年 5 月 23 日開催の取締役会において商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求め議案を、下記の通り平成 17 年 6 月 24 日開催予定の当社第 41 回定時株主総会に付議することを決定しましたのでお知らせ致します。

記

- 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社の取締役、執行役員、従業員、当社子会社の取締役及び従業員に新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社企業価値の向上を図るもの。
- 新株予約権発行の要領
 - 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 500,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

又、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うものとする。
 - 発行する新株予約権の総数
500 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う)
 - 新株予約権の発行価額
無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「払込金額」とする)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。但し、当該金額が新株予約権発行日の前日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

又、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権の行使にともなう株式の発行を除く)又は、自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数} \times 1 \text{株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員の退任、使用人の定年退職・会社都合退職など)においても、権利を行使することができる。但し、使用人が自己都合により退職した場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。但し、 に規定する契約に定める条件による。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(6) 及び に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容につきましては、平成17年6月24日(金曜日)開催予定の当社第41回定時株主総会において、「株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件(ストックオプション付与の件)」が承認可決されることを条件といたします。

以 上